

## 監査報告書

平成29年 5月30日

学校法人 東京音楽大学

理事会 御中

学校法人 東京音楽大学

監事   


監事   


私共は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京音楽大学寄付行為第33条に基づいて、同法人の平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）における業務並びに財産の状況について監査を行ないました。

私共は監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人東京音楽大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（付属明細書を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致しており、その収支及び財産の状況を正しく示しております、業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上